

1	義援金名称	2023 年台風第 2 号による大雨災害義援金		
2	趣旨	6 月 2 日からの梅雨前線による大雨及び台風 2 号に伴う災害により、県内各地で家屋の浸水等の被害が発生し、取手市に災害救助法が適用されました。 これを受けて石岡市共同募金委員会では、この災害で被災された方々を支援することを目的に、下記のとおり義援金の募集を行うことになりましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。		
3	募集期間	令和 5 年 6 月 8 日（木）から令和 5 年 9 月 30 日（土）まで (義援金のみを取り扱います。)		
(1) 直接送金する場合	金融機関	支店名	口座番号	名義等
	常陽銀行	本店 (004)	普通預金 3909748	社会福祉法人茨城県共同募金会 台風 2 号災害義援金
	筑波銀行	県庁支店 (060)	普通預金 1208061	
	ゆうちょ銀行	00140-8-768782		茨城県共同募金会台風第 2 号 大雨災害義援金
	<p>※ 常陽銀行については、同行の本支店の窓口・アクセスジェイ及び ATM から当該口座への振込手数料は無料となります。なお、時間外の ATM 及びアクセスジェイ以外のネットバンキングによる振込みは手数料がかかる場合があります。</p> <p>※ 筑波銀行については、同行の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。</p> <p>※ 常陽銀行・筑波銀行については、振込みの際「イバラキケンキョウドウボキンカイ」と省略することができます。</p> <p>※ ゆうちょ銀行について、ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。</p> <p>※ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかります。</p>			
(2) 窓口受付 (募金箱設置場所)	茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会（石岡市社会福祉協議会内） （窓口）・石岡市社会福祉協議会 本所（ふれあいの里石岡ひまわりの館内） ・ 〃 八郷支所（八郷総合支所 3 階） （募金箱のみ） ・ 石岡市役所本庁 総合案内受付 ・ 八郷総合支所市民窓口課			
3 義援金の配分	義援金は、茨城県共同募金会で取りまとめ、茨城県へ拠出し、茨城県が設置する義援金配分委員会で配分を決定し、被災者に配分されます。			
4 税制上の優遇措置	この義援金について税制上の優遇措置を受けるために領収書を希望する場合は、当会へ申し出ください。後日、領収書を送付いたします。			
問い合わせ先 茨城県共同募金会石岡市共同募金委員会（石岡市社会福祉協議会内） 〒315-0009 茨城県石岡市大砂 10527 番地 6 / TEL 0299-22-2411 FAX 0299-22-2440				